

入札公告

平成23年 9月30日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

平成23年度財務諸表等の会計監査人監査業務

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くして契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成23年10月28日（金） 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成23年10月20日（木） 17時00分まで

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

電話：042-491-4512 FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成23年10月21日（金）までに回答する。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

- (2) 入札の無効
上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1. 競争に付するもの

平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務

2. 仕様等

仕様書のとおり。

3. 契約期間

独立行政法人通則法第40条に定める主務大臣からの選任があった日から同法第42条で定める平成23事業年度財務諸表承認の時まで

4. 支払条件

監査報酬額については、3回に分けて、受託者からの請求書に基づき支払う。

5. 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した、5ヵ年度分の合計価格により入札を行う。
- (2) 候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の形式は任意とする。
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 入札書提出の際には、「5ヵ年度の内訳」、「業務予定日数及び延べ人費数」、「監査費用算定内訳（旅費、切手代等の必要経費を含む）」及び「費用算定の考え方」を記載した入札内訳書を添付すること。
- (7) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (8) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (9) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (10) 候補とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、候補者を決定する。

6. 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書3（12）の書類を平成23年10月24日（月）までに提出しなければならない。

7. その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせして下さい。

電話042-491-4512 榎木（かぶらぎ）、水落

仕 様 書

(件名:平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務)

(独) 労働安全衛生総合研究所

目 次

1	件 名	3
2	監査の主旨	3
3	監査の概要	3
	(1) 監査業務の対象	
	(2) 監査の対象期間	
	(3) 監査の実施者及び監査の日数（時間）	
	(4) 監査方法について	
	(5) 監査実施体制について	
	(6) 監事との連携について	
	(7) 監査の実施場所（往査場所）	
	(8) 当研究所から会計監査人への財務諸表の提出	
	(9) 会計監査人から監事への報告	
	(10) 監査証明の提出期限及び提出場所	
	(11) 監査報酬等の額及び支払時期	
	(12) <u>応札条件（事前提出書類について）</u>	
	(13) 契約締結条件	
	(14) その他	
4	機密保持について	6
5	落札後の提出書類について	6
6	当面のスケジュール（概要）について	7
別添1	参加意思確認書	8
別添2	提案書及び添付書類の記載要領	9
別添3	平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務に関する 提案書及び添付書類に関するチェックシート	10
参考	独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要	12

1 件名

平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務

2 監査の主旨

独立行政法人においては、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることを義務付けられており、当研究所においても、平成18年度から継続して会計監査人の監査を受けているところである。

当該監査人の選任は厚生労働大臣が行うこととなっているが、その選任に当たり、当研究所が候補者を選定し、候補者名簿を厚生労働大臣あて提出することとされている。

本仕様書は、当研究所の平成23事業年度の決算に係る会計監査人候補者を選定するためのものである。

3 監査の概要

(1) 監査業務の対象

独立行政法人通則法第39条に規定されている財務諸表、事業報告書及び決算報告書に対する会計監査並びに当該監査結果の当研究所への報告及び財務諸表等に対する監査証明の発行。

(2) 監査の対象期間

① 監査対象期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日

② 監査実施期間（予定）

契約締結日以降～平成24年6月30日 ※別途協議する

ア 期中監査 : 契約締結日以降～平成24年3月31日

イ 期末（決算）監査 : 平成24年4月1日以降～平成24年6月30日

※ 会計監査人による監査は複数年度にわたって継続的に実施することにより、監査の品質向上等を図ることが可能になることから、平成23年度に選任された会計監査人を当研究所の第二期中期計画期間である平成23事業年度から平成27事業年度の複数年度にわたる会計監査人候補者とする。

ただし会計監査人は毎年度厚生労働大臣の選任を受ける必要があることから、契約期間は単年度となる。なお選定された者が行政処分を受けた場合や、毎年度提出を受ける監査計画書の内容が不適切な場合、提案書・監査計画書に記載された事項が十分に履行されなかった場合、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、この限りではない。

(3) 監査の実施者及び監査の日数（時間）

① 監査の実施者

当該監査に係る監査責任者については、必ず指定社員又は指定有限責任社員とする。監査責任者以外の主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有し、独立行政法人会計基準を熟知している者とする。

② 監査の日数（時間）

監査の日数（時間）は必要最低限にとどめることとし、具体的な日程については、

別途協議するものとする。なお、監査日数には、予備調査の日数及び監査法人事務所における執務日数も含めること。

【参考】

平成 21 事業年度の監査実績時間 合計 6 6 4 時間

(内訳：指定社員 30 時間、公認会計士 312 時間、その他監査従事者 322 時間)

平成 22 事業年度の監査実績時間 合計 8 1 日

(内訳：業務執行社員 10 日、公認会計士 71 日)

③ 監査計画

監査計画については、上記②を勘案し、適切に策定すること。

(参考：平成 2 2 年度監査計画)

時期	監査手続
22 年 10 月～12 月	予備調査、固有リスクの評価、統制リスクの暫定的評価及び監査計画の策定
23 年 1 月～3 月	期中監査（期中取引に係る統制評価手続及び実証手続）
23 年 4 月～6 月	期末監査（財務諸表項目に係る統制評価手続及び実証手続）

(4) 監査方法について

監査については、監査人は、最新の国際監査基準に準拠した監査マニュアルを整備し、同マニュアルに従い、リスク・アプローチに基づく監査を行うこと。また、併せてシステム監査を実施し、情報システムに係る内部統制の有効性を評価・検証すること。

(5) 監査実施体制について

監査計画及び監査方法に基づき適切に業務を履行できる人員を確保すること。また、併せて監査のサポート体制を整備し、監査の適切性を確保すること。

(6) 監事との連携について

監査人は、監査の各段階において、必要に応じて監事と情報交換を行い、双方の業務に資するように努めること。

(7) 監査の実施場所（往査場所）

基本的に当研究所清瀬地区とするが、必要に応じ登戸地区でも行うこととする。

清瀬地区（本部）：東京都清瀬市梅園 1 - 4 - 6

登戸地区：神奈川県川崎市多摩区長尾 6 - 2 1 - 1

(8) 当研究所から会計監査人への財務諸表の提出

平成 2 4 年 6 月初旬（予定）※別途協議する。

(9) 監査報告会

平成 2 4 年 6 月下旬（予定）※別途協議する。

(10) 監査証明の提出期限及び提出場所

① 監査証明の提出期限

平成24年6月下旬（予定）※別途協議する。

② 監査証明の提出先

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1-4-6

(11) 監査報酬等の額及び支払時期

① 監査報酬等の額

消費税を含むものとする。

② 支払い時期

監査報酬額については、3回に分けて、受託者からの請求書に基づき、請求の翌月末日までに支払うものとする。※別途協議する。

(12) 応札条件（事前提出書類について）

入札参加者は以下の条件を満たさなければならないものとし、証明しうる根拠を提出すること（書式任意）

① 監査に係る資格を有すること

イ) 独立行政法人通則法第41条の欠格事由がないこと。

○独立行政法人通則法

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者は、会計監査人となることができない。

ロ) 公認会計士法第24条、同法第34条の11及び日本公認会計士協会倫理規則第14条に規定する特別の利害関係にないこと。

○公認会計士法

（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務（＝監査）を行ってはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であった会社その他の者の財務書類

二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であった会社その他の者の財務書類

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

（特定の事項についての業務の制限）

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務（＝監査）を行ってはならない。

一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類

二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類

三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者又はその連結社員会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類又はその連結会社等の財務書類

四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類。

2 前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものについては関与してはならない。

② 営業利益が直近の2年間（平成21年度、22年度）において赤字でないこと。

③ 独立行政法人の会計処理・経理処理（以下「会計処理等」という。）に関し十分に精通している者であり、当研究所の会計処理等に係る質疑につき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、当研究所に係る会計監査について責任をもって実施していくことができる者であること。中間決算などにおける対応を含む。

④ 監査責任者以外の主な監査従事者については、公認会計士の資格を有し、独立行政法人会計基準を熟知している者とする。

⑤ 過去5年間に於いて監査上の訴訟案件での敗訴がないこと。

⑥ 過去5年間に於いて公認会計士法に基づく懲戒処分、その他法令に基づく処分及び主務官庁からの行政指導等を受けていないこと。

⑦ 厚生労働省独立行政法人評価委員会調査研究部会の委員、同部会委員の属する監査法人ではないこと。

⑧ 本仕様の実施に係る参加意思確認書及び添付書類（別添1～3参照）を提出し、かつチェックリストの記載内容の有無欄に「該当なし『×』」がないこと。

⑨ ①～⑧に掲げるものの他、入札公告の競争参加資格を満たしていること。

(13) 契約締結条件

予定価格の範囲内で入札に参加した者については、当研究所の会計監査人候補者としての資格を有することになるが、契約に当たっては、厚生労働大臣から当研究所に係る会計監査人の選任を受けることが必要となる。

このため、当研究所は、候補者名簿作成後、速やかに、厚生労働大臣あて会計監査人の選任承認申請（候補者選定）を行い、これにより承認を受けた後、契約に関する手続等を行うものとする（11月中旬を目途）。

なお、候補者名簿については、予定価格の範囲内で最も安価な入札者を候補者順位第一位とし、以後、安価な入札者順に順位を付与し作成するものとする。

(14) その他

会計監査契約書については、監査約款を添付するものとする。

4 機密保持について

今回の会計監査において、知り得た当研究所に係る全ての情報について、いかなる理由があろうとも作業中及び作業後も第三者へ公開してはならない。

特に作業中については、各情報についての取扱には十分注意し、情報漏洩などのセキュリティ事故を発生させないように十分留意すること。

5 落札後の提出書類について

(1) 落札者は平成23事業年度財務諸表等における会計監査人監査に係る監査計画書を作成後すみやかに当研究所へ提出すること。

(2) 監査計画書には、以下の事項の記述が必要であること。

- ① 監査責任者の資格及び氏名
- ② 監査責任者以外の監査従事者の資格及び氏名
- ③ 監査目的
- ④ 監査対象
- ⑤ 監査方法
- ⑥ 監査日程
- ⑦ 主要監査手続の概要
- ⑧ 重要な監査項目
- ⑨ その他必要と思われる事項

(3) 当該監査計画書は、会計監査を実施するにあたり、事前に当研究所監事への説明が必要となること。

6 当面のスケジュール（概要）について（予定）

平成23年10月	会計監査人の候補者選定
11月	会計監査人の選任 (厚生労働大臣あて選任申請・承認)、契約締結
契約締結後	～ 監査計画書の提出
	平成23事業年度期中監査の実施
平成24年 4月～6月	平成23事業年度期末監査を実施 監査報告書の提出
平成24年 6月末	当研究所財表を厚生労働大臣あて提出

以 上

参 加 意 思 確 認 書

平成 年 月 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 殿

住 所
名 称
代表者名

平成23年〇〇月〇〇日付け「平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務」の入札に参加するにあたって、下記書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達品名 平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務
- 2 添付書類
 - ①仕様書「(12) 応札条件」に係る事前提出書類
 - ②提案書
 - ③添付書類
 - ④チェックシート

提案書及び添付書類の記載要領

1 提案書の記載事項

(1) 監査についての具体的な計画

- ① 監査の実施体制、実施要領
- ② 監査計画及び監査日程
- ③ 監査チームの説明
 - イ 監査チーム体制
 - ロ 主要メンバーの専門性と業務実績
 - ハ サポート体制
- ④ 監事との連携
- ⑤ 監査見積額

2 添付書類の記載事項

(1) 監査の品質に関する事項

- ① 品質管理体制（審査体制を含む）
- ② 監査・業務マニュアルの整備・運用状況
- ③ 監査業務用ソフトウェアの利用実績
- ④ 内部統制システムに対する監査の体制
- ⑤ システム監査の実施体制

(2) 法人の概要（個人の場合は、法人の概要に準ずる）

- ① 沿革
- ② 代表者指名、本店所在地
- ③ 出資金、直近の収入総額
- ④ 監査関与会社数（独立行政法人、その他公的機関、上場会社）

(3) その他

- ①過去5年間における監査上の訴訟案件での敗訴がないこと
- ②過去5年間における公認会計士法に基づく懲戒処分、その他法令に基づく処分及び主務官庁からの行政指導等の有無について
- ③日本公認会計士協会の品質レビュー報告における限定事項の有無について

平成23事業年度財務諸表等の会計監査人監査業務に関する提案書及び添付書類に関するチェックシート

以下のチェック項目について、記載内容の有無欄に、該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を記載の上、参加意思確認書等と併せて提出すること。

(なお、提出後、当研究所より記載内容について疑義が生じた場合には、改めて照会及び追加資料の提出等を依頼させていただくこともありますので、よろしくお願いたします。)

また、当研究所の第二期中期計画期間である平成23年度～平成27年度の複数年度に亘る期間を通した監査に係る提案を盛り込むこと。

1 提案書について

(1) 監査についての具体的な計画

提案書の記載事項	記載内容について	記載内容の有無
①監査の実施体制、実施要領	○監査の実施体制の概要や実施要領等が明記されていること。	
②監査計画及び監査日程	○具体的な監査業務ごとの監査日数と実施期間が明記されていること。	
	○具体的な監査の流れや監査内容の説明を明記した監査実施計画が明記されていること。	
③監査チーム体制	○具体的な監査チームの体制（役割等の明記を含む）が明記されていること。	
	○予定している監査責任者の氏名、略歴、主な実績を明記するとともに、予定している監査チーム及びサポートの担当者名（又は職名）及び主な実務経験が明記されていること。	
	○監査のサポート体制に関する説明がされており、サポート体制が整備されているか明記されていること。	
④監事との連携	○監事との連携に関する考え方や連携内容が明記されていること。	

2 添付書類について

(1) 監査の品質に関する事項

添付書類の記載事項	記載内容について	記載内容の有無
①品質管理体制（審査体制を含む）	○具体的な品質管理体制（審査体制を含む）が明記されていること。	
②監査・業務マニュアルの整備・運用状況	○具体的な監査・業務マニュアルの整備・運用状況が明記されていること。	
	○監査・業務管理マニュアルが整備されていること。	
③監査業務用ソフトウェアの利用実績	○監査業務用ソフトウェアに関する説明が明記されていること。	
	○監査業務用ソフトウェアを利用し、利用実績があること。	
④内部統制システムに対する監査の体制	○内部統制システムに関する監査の体制が明記されていること。	
⑤システム監査の実施体制	○システム監査に関する監査体制が明記されていること。	

(2) 法人の概要（個人の場合は、法人の概要に準ずる）

添付書類の記載事項及び記載内容について	記載内容の有無
①沿革について	
②代表者氏名、本店所在地	
③過去2年間（平成21年度、22年度）の出資金、収入総額、売上、営業利益、経常利益、当期利益	
④過去2年間（平成21年度、22年度）において営業利益が赤字でないこと	
⑤監査関与会社数	

(3) その他

添付書類の記載事項及び記載内容について	記載内容の有無
①過去5年間における監査上の訴訟案件での敗訴がないこと	
②過去5年間における公認会計士法に基づく懲戒処分、その他法令に基づく処分及び主務官庁からの行政指導等の有無について	
③日本公認会計士協会の品質レビュー報告における限定事項の有無について	

(4) 記載内容に関する問い合わせ先

名 称	
担 当 部 署 ・ 氏 名	
T E L	
e - m a i l	

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要

所在地 東京都清瀬市（本部）、神奈川県川崎市

業務の範囲 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究

資本金額 11,785,708,759円（全額政府出資 一般会計3,944,325円 特別会計11,781,764,434円）

実員数（平成23年4月1日現在）
 役員 5名（理事長、理事2、監事2）
 常勤職員 98名

予 算（平成23年度予算額）
 ◇運営費交付金 2,048百万円
 （うち一般会計 488百万円）
 （ 特別会計 1,560百万円）
 ◇施設費補助金(特別会計) 211百万円

組 織（平成23年4月1日現在）

